

令和7年11月14日

浜田市議会議長

澁谷 幹雄様

請願者 浜田市国分町
三島 淳寛

紹介議員 森谷 公昭

教育委員の皆様への文書について、確実に到達されるよう求める請願

【請願の趣旨】

令和7年7月14日に教育委員会事務局へ提出された、教育委員会事務局職員による不適切な事務処理（契約管理課も人事課も不適切、不正な処理と認めています）に関する対応をお願いした文書について、提出者が「委員へ届いたかどうか」を確認できない扱いとなっています。以下『』内は、個人情報情報を黒塗りした、提出した文書の内容です。



教育委員会定例会への報告および是正措置の要請について（通報）

2025年7月14日

浜田市教育委員会 教育長 様
教育委員 各位

（差出人）



私は市民の一人として、浜田市教育委員会事務局において行われたと考えられる不正な事務処理および虚偽に基づく公金支出について、重大な懸念を抱いております。以下に事実を報告のうえ、教育委員会（合議体）としての会議において本件を正式に取り上げ、調査および是正措置を講じていただくよう強く要請いたします。

【不正行為の概要】

① 浜田市は 2023 年、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社に対し、サン・ビレッジ浜田アイススケート場のあり方に関する調査検討業務を委託していました。成果品（報告書および概要版各 2 部、CD-R）は 2023 年 12 月 10 日までの納品が契約上義務付けられていましたが、2023 年 12 月 14 日に教育委員会職員が「成果品は発送したか？」とメールで問い合わせたのに対し、同社は「本日発送予定」と返信しており、納期超過が明らかです。にもかかわらず、教育委員会職員は「納入日は 12 月 8 日でよい」と記載し、同社も「日付に留意する」と返信。実際の受領日は 12 月 15 日以降であるにもかかわらず、教育委員会は納期内に納品されたものとして検査を通し、請求書などの金額を支出しました。浜田市契約管理課に問い合わせると、「事実であれば問題がある」と回答しています。

② さらに、2023 年 12 月 20 日付で浜田市教育委員会職員が同社に送信したメールには、「市長からの指示があった。自分が編集したファイルを添付する。これを御社から最終納品されたことにしてもよいか？」と記載されており、教育委員会職員自ら修正した文書を委託業務の成果品として偽装する意図がうかがえます。これに対する同社の返信は開示されていませんが、明らかに不正な事務処理です。

③ この際に添付された職員修正済みの報告書概要版が、2024 年 1 月の浜田市議会およびスポーツ推進審議会において「コンサルから納入された成果品」として使用され、市民への説明にも用いられました。また、2024 年 2 月の情報公開請求に対しても、この教育委員会職員による修正済みの報告書概要版が「納入された成果品」として開示されており、実際に納品された文書とは異なるものが、現在に至るまで浜田市議会・市民に対して提示され続けている状態です。

【問題点】

・上記の行為は、委託契約に基づく納入検査義務違反、公金の不適切な支出、さらに公文書の偽造・行使に該当する可能性があります。

・また、浜田市議会およびスポーツ推進審議会において、修正済みの概要版を「コンサル作成」と偽って提示し、説明を行ったこと、情報公開請求に対しても修正済み概要版をコンサル作成として開示したことは、いずれも議会と市民を欺き、行政手続および公務員倫理の根幹を揺るがす深刻な問題です。

【要請事項】

つきましては、以下の点について、教育委員会定例会議での正式な議題化と対応を要請いたします。

1. 教育委員会（合議体）において本件を正式に取り上げ、事実関係の調査および経緯の確認を行うこと。
2. 関与した職員の責任の明確化と、必要に応じた処分、是正措置、再発防止策を講じること。
3. 教育委員会として、市民および議会に対し、当該経緯および今後の対応方針について説明責任を果たすこと。

【添付資料】

- ・ 公文書部分開示決定通知書
- ・ 2023 年 12 月の浜田市教育委員会職員からコンサル担当者への送信メール（写し）
- ・ 2023 年 12 月のコンサル担当者から浜田市教育委員会職員への返信メール（写し）
- ・ 【R5.12.20 添付】報告書_概要版_1206 (3)-収支内訳入り（職員が修正したもの）
- ・ 報告書概要版において事実と異なる内容

教育行政に対する信頼を回復するためには、教育委員会が合議体として自主的かつ中立的に事実を把握し、適切な対処を行うことが不可欠です。

誠実かつ迅速なご対応をお願い申し上げます。

以上



現在の届いたか否か分からない運用では、例えば教育委員会の職員等が不都合だと考えた内容の文書や通報について、委員まで届かない（保留、放置、廃棄などにより）可能性が否定できません。

本来、市民からの教育委員の皆様宛ての手紙や通報は、事務局が検閲のように内容によって届ける、届けないという運用をしてはならず、遅滞なく届けていただくべきと考えます。届けた上で、定例会で扱うとか扱わないは教育委員の皆様が判断なさることだと考えます。

教育委員会事務局が市民等からの教育委員の皆様宛ての文書を受け取った場合、どのように取り扱うのか、分かりやすい説明を執行部に求めて下さいます様、お願い申し上げます。

【請願の理由】

1. 文書提出者が「委員に届いたか」を確認できない現状がある。
2. 市が不都合と判断した通報が委員に届かない可能性がある。

現状では、どういう文書が委員に渡し、または途中で止まるか外部から確認できない。

結び

教育委員の皆様への文書が遅滞なく委員本人へ確実に届くよう、到達確認を含めた運用
ルールの説明と改善をしていただきたく、執行部へ働きかけて下さいます様、お願い申
し上げます。